



宮 崎 県 公 報

平成27年 4 月 23 日 (木曜日) 第 2686 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

規 則

○宮崎県における自然環境の保護と創出に関する
条例施行規則の一部を改正する規則…………… (自然環境課) 1

告 示

- 救急病院の認定…………… (医療業務課) 2
- 生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更 (“) 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (“) 2
- 指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障がい福祉課) 2
- 歳入の収納の事務の委託…………… (山村・木材振興課) 3

○道路の供用の開始…………… (道路保全課) 3
公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請… (蛸・鱸・鮫・鯉) 3
- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市
町村の意見…………… (商工政策課) 3
- 肥料の登録…………… (営農支援課) 4
- 肥料の登録の有効期間の更新…………… (“) 4
- 肥料の登録の失効…………… (“) 4
- 基本測量の実施の通知…………… (管理課) 5

教育委員会公告

○落札者等の公告…………… 5

公安委員会公告

○警備員等の検定の実施について…………… 5

規 則

宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 4 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第35号

宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例施行規則 (昭和48年宮崎県規則第48号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(特別地区内の許可の基準) 第22条 条例第25条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 工作物を新築すること。 ア・イ [略] ウ 次に掲げる工作物 当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 (ア) [略] (イ) 海岸法 (昭和31年法律第 101号) 第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設その他の海水の侵入又は海水による浸食を防止するための施設 (ウ) [略] (エ) 河川法 (昭和39年法律第 167号) 第 3 条第 1 項に規定する河川その他の公共の用に供する水路又はこれらを管理するための施設 (オ)～(ム) [略] エ・オ [略]	(特別地区内の許可の基準) 第22条 条例第25条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 工作物を新築すること。 ア・イ [略] ウ 次に掲げる工作物 当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 (ア) [略] (イ) 海岸法 (昭和31年法律第 101号) 第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設 <u> (堤防又は胸壁にあっては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。第25条第2号において同じ。)</u> その他の海水の侵入又は海水による浸食を防止するための施設 (ウ) [略] (エ) 河川法 (昭和39年法律第 167号) 第 3 条第 1 項に規定する河川その他の公共の用に供する水路又はこれらを管理するための施設 <u> (樹林帯を除く。)</u> (オ)～(ム) [略] エ・オ [略]

(2)～(10) [略]

(特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行う行為)

第25条 条例第25条第10項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することによって河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの

(5)～(8) [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 299号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成27年4月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
橋病院	都城市中町15街区24号

2 救急病院等の認定の有効期間

平成27年5月1日から平成30年4月30日まで

宮崎県告示第 300号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年4月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
まさこの歯科クリニック	延岡市出北6丁目1662-1	平成27年4月10日
二葉薬局 小林中央店	小林市細野1606-2	平成27年4月1日
はやみず薬局	都城市早水町4503-143	平成27年3月2日

宮崎県告示第 301号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

(2)～(10) [略]

(特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行う行為)

第25条 条例第25条第10項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設（樹林帯を除く。）を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することによって河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの

(5)～(8) [略]

平成27年4月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
和田クリニック	小林市堤3727番地1

2 届出事項

指定医療機関の名称		変更年月日
変更前	変更後	
せの内科クリニック	和田クリニック	平成27年4月1日

宮崎県告示第 302号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成27年4月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
医療法人社団田中会庄内田中医院	都城市庄内町12531番地	平成26年12月1日
安田薬局	東臼杵郡門川町東栄町2丁目4番14号	平成26年8月12日

宮崎県告示第 303号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成27年4月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所 番号	指定障害福祉 サービス事業所		指定障害福祉 サービス事業者		指定 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称	主たる事務 所の所在地		
4512140205	そよ風ステーション	東臼杵郡門川町西 栄町3丁目2-12	特定非営利活動法 人夜空の星	東臼杵郡門川町宮 ヶ原5丁目13番地	平成27年4月1日	居宅介護 重度訪問介護

宮崎県告示第 304号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成27年4月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

委託した収納事務	委託先	委託期間
林業・木材産業改善資金の貸付事業に係る貸付金の元利償還金及び違約金の収納事務	宮崎県森林組合連 合会 宮崎中央森林組合 南那珂森林組合 都城森林組合 西諸地区森林組合 児湯広域森林組合 延岡地区森林組合 耳川広域森林組合 西臼杵森林組合 宮崎県木材協同組 合連合会 日南製材事業協同 組合 都城地区製材業協 同組合 西都地区製材協同 組合 西都造林素材生産 事業協同組合 日向地区国有林材 事業協同組合	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで

宮崎県告示第 305号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年4月23日から平成27年5月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年4月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 19号	西都市大字 尾八重字大 椎葉 518番	平成27年4月23日

17地先から
同市同大字
字楠之木16
37番1地先
まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成27年4月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

申請 年月 日	名 称	代表者の氏名	主たる事 務所の所 在 地	定款に記載され た目的
平成 27年 4月 9日	特定非営利 活動法人ふ れあい	岡村 光生	宮崎県東 臼杵郡門 川町南町 1丁目5	この法人は、 障がい者や高齢 者が生きがいを もって安心して 生活できる地域 社会を実現する ために、デイベ ンチサービス等 の事業を行い、 もって宮崎県内 の福祉及び保健 の増進に寄与す ることを目的と する。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年4月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール都城駅前
都城市栄町4672番地 外34筆
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第 6 条第 1 項の規定による届出
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
平成27年2月1日

3 意見の概要
意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間
平成27年4月23日から平成27年5月25日まで

肥料取締法（昭和25年法律第 127号）第 7 条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。
平成27年4月23日
宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		登録年月日
					名称	所在地	
宮崎県第1018号	肉骨粉	肉骨粉 5.7-16	T N 5.7 T P 16.0	その他制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地	平成27年1月6日
宮崎県第1019号	肉骨粉	肉骨粉 6.9-14	T N 6.9 T P 14.0	その他制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地	平成27年1月6日
宮崎県第1020号	肉骨粉	牛肉骨粉 5-14	T N 5.0 T P 14.0	その他制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地	平成27年1月26日
宮崎県第1021号	肉骨粉	牛肉骨粉 6-12	T N 6.0 T P 12.0	その他制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地	平成27年1月26日
宮崎県第1022号	蒸製骨粉	蒸製骨粉 5-17	T N 5.0 T P 17.0	その他制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地	平成27年2月24日
宮崎県第1023号	蒸製骨粉	蒸製骨粉 4-18	T N 4.0 T P 18.0	その他制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地	平成27年3月31日

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

T N : 窒素全量、T P : りん酸全量

肥料取締法（昭和25年法律第 127号）第12条第 2 項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成27年4月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		登録の有効期間
					名称	所在地	
宮崎県第960号	肉骨粉	豚肉骨粉	T N 9.0 T P 5.0	その他制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地	自 平成15年4月18日 至 平成33年4月17日
宮崎県第945号	配合肥料	くみあい粒状配合追肥4号	A N 8.0 W K 8.0 C M g 1.0 C P 4.0 内W P 1.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり その他制限事項は公定規格のとおり	宮崎県経済農業協同組合連合会	宮崎県宮崎市霧島1丁目1番地1	自 平成12年3月31日 至 平成30年3月30日

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

T N : 窒素全量、T P : りん酸全量、T K : カリウム全量、A N : アンモニア性窒素、W K : 水溶性カリウム
C M g : く溶性苦土、C P : く溶性りん酸、W P : 水溶性りん酸

肥料取締法（昭和25年法律第 127号）第14条の規定により、次のとおり肥料の登録は、失効した。

平成27年4月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の 規 格	生 産 業 者		失効年月日
					名 称	所 在 地	
宮崎県第 888号	乾血及びそ の粉末	12.0乾血粉 末	T N 12.0	その他制限事項 は公定規格のと おり	西日本油脂工業株 式会社	宮崎県西都市大字穂北3556番 地 6	平成27年 2 月 28日

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

T N：窒素全量

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 1 項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成27年 4 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
基本測量（機動観測）
- 2 作業地域
宮崎県えびの市
- 3 作業期間
平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで

教育委員会公告

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成27年 4 月23日

宮崎県立図書館長 福 田 裕 幸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成26年度宮崎県立図書館システム更新業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県立図書館総務・企画課企画担当（宮崎県立図書館 1 階）
宮崎市船塚 3 丁目 210 番地 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成27年 2 月16日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社富士通マーケティング 宮崎市錦町 1 番10号及び富士
通リース株式会社 福岡市博多区東比恵 3 丁目 1 番 2 号
- 5 随意契約に係る契約金額
104,426,280円
- 6 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める
政令（平成 7 年政令第 372号）第10条第 1 項第 1 号に基づく随意
契約

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第 7 号

警備業法（昭和47年法律第 117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成27年 4 月23日

宮崎県公安委員会委員長 佐 藤 勇 夫

- 1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
施設警備	1 級	平成27年 7 月25日（土）午前 9 時から午後 5 時ころまでの間

※ 当日の受付は、午前 8 時30分から午前 9 時までの間に済ませること。

- 2 実施場所
鹿児島市鴨池新町10番 1 号
鹿児島県警察本部
- 3 定員
15人（鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。）
- 4 受検資格
宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの
(1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第 8 条第 1 号に該当する者
(2) 検定規則第 8 条第 2 号に該当する者として、都道府県公安委員会から施設警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の交付を受けているもの
- 5 検定申請手続
(1) 受付期間、時間
平成27年 6 月 8 日（月）から 6 月19日（金）まで（土曜日、日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで
(2) 検定申請書等提出先
申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署（郵送による提出は認めない。）
(3) 提出書類
ア 検定申請書 1 通
イ 住所を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）
ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）
エ 写真 2 枚（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
オ 施設警備 2 級検定合格証明書の写し及び施設警備 2 級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを証する書面（検定規則第 8 条第 1 号に規定する者）
カ 1 級検定受検資格認定書（検定規則第 8 条第 2 号に規定する者に限る。）
キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。

エ 施設警備業務の管理に関すること。

オ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 警備業務対象施設における保安に関すること。

イ 施設警備業務の管理に関すること。

ウ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴等を持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。

(4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話番号0985-31-0110）に行うこと。